

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 供出と米価をめぐる闘争

第一節 食糧政策の転換と農民運動

一、政府の統制撤廃案と農民団体の反対 超過供出の法制化をねらいとする政府提案「食糧確保臨時措置法」一部改正案が、一九四九年の第五、六国会に上提されるや、ほとんどあらゆる農民組織の反撃にあつてついに流産し、一二月七日、森農相はこれをポツダム政令で公布するという不可解な挙に出で、再び農民側の反対に会つて本年度の供出には政令を適用しないむね言明せざるをえなかった。しかしながらすでに四九年からイモ類統制撤廃問題や麦類事前割当をめぐる政府の食糧政策に対する農民組織の反対運動が展開されて来たのであるが、五〇年に入るや、国際的なまた国内的な農業恐慌の深化の中にあつて問題はますます重大化して来たのである。外国産食糧の輸入もすすみ、その価格低落の傾向も一層わが農民の不安を大きくした。一方国内食糧の価格も、そのヤミ値は生産地においては配給価格を下廻る有様で、農家経済の赤字が累積していった。ドッジ・ライン下の大衆生活の窮乏、失業者の増大によって農産物に対する需要は減退し、他方低価格供出によって確保された食糧の配給事情の好転(二・五合より二・七合への増配)にともない、やがて自由党の「自由主義」政策(米券制度による主食統制撤廃等)が年内にも実現するかの気配が感ぜられ、農民団体は急激な統制撤廃による農民経済の破滅的打撃を回避し、漸次的な統制緩和と合理的な食糧管理制度の確立を主張して争うこととなったのは当然である。しかも食糧政策転換による農民経済の破綻が、大量の外国産食糧の輸入によつてもたらされるところから、食糧政策における政府の自主性を問い、国内農業発展のための農業政策を要望するのも当然である。たとえば五〇年一月、日農主体性派その他の農民組合合同大会において、「国内産食糧の政府買取制の実施」と同時に「輸入食糧に対する関税制度の設定」が要求されたことはその一例にすぎない。

しかしイモ類の統制撤廃は各農民組織や食調委全国協議会等の強力な反対にかかわらずついに実質的に実現し、三月七日には総司令部天然資源局より「食糧管理制度を米麦中心に切り換へ、供出配給制を緩和してはどうか」との意同が伝えられ、一〇日には「国内にこれ以上肥料を投下するよりは食糧を輸入する方が有利ではないか」従つてまた「肥料と食糧の何れを輸入すべきか」について政府の見解が求められるにおよび、政府の食糧政策転換も決定的な段階に到達した。いわゆる「湯河原会談」における政府自由党間の「取りきめ」が問題となり、農民団体の猛烈な反対をよびおこした。たとえば農業調整委員会全国協議会は三月一四、五両日全国大会を開催したが、その宣言には「輸入食糧の圧迫を排し、保護関税を課すること、国内食糧の増産政策の実施」等を政府に向つて要望した。

三月一六、七日開かれた日農(主体性派)中執委はマ元帥あての食糧政策に関する意見を決定し

これをもって総司令部天然資源局および日本政府に手交し種々申入れを行った。

食糧政策に関する日農の意見

- 一、現行の食糧管理制度は新しい情勢に応じこれを根本的に改善すべきこと。
- 二、政府は国内産主要食糧を責任をもって買上げなければならない。買上量は農民の希望量によって定めるべきこと。
- 三、外国産食糧の輸入量は国内産食糧の不足を補う程度に止めること。
- 四、食料輸入の政府管理。
- 五、国内農業保護のための関税制度。
- 六、主要食糧の政府一手買取販売制度。
- 七、主食の買取り価格は拡大再生産を可能ならしむる如きものたること。

そのほか各種農民組織農業団体は中央地方を通じて政府の食糧政策に対する反対意思を表明した。二、朝鮮事件後の食糧政策 朝鮮事件の勃発は食糧事情に対する政府の楽観をふきとばし、農業恐慌情勢は今や準戦時経済局面に転換して再びインフレーションを昂進せしめたが、政府当局は一方において「食糧増産興農運動要綱」を決定していわゆる一割増産による戦時自給態勢をとりつつ当面の麦類供出を強化し、なお他面出来るかぎり外国産食糧の確保につとめる従来の基調をゆるめなかった。麦の補正は知事会議において逆に多量の超過供出を決定し、対米比価を切り下げて低価格強権供出の性格をつよめる方向がとられている。中央と農村末端における供出闘争がいかにかたかわれたかは次節以下に記述する通りであるが、最後に自由党政府の看板「供出後の米の自由販売」「米券制度」の行方について一言しておきたい。一月一日来朝中のドッジ氏は「食糧配給統制撤廃案について」日本政府に警告的な書簡を送り、政府の見解を問うた。

統制撤廃に関するドッジ氏の書簡(要旨)

- (1)世界各国何れも統制が強化されようとする情勢にあり、物価上昇の傾向は強まり、食糧輸入事情も今後楽観をゆるさない。日本の場合は過去数年の異常な豊作の結果生産量が増大したのであって、今後の情勢下に凶作でもあれば食糧事情は逆転する可能性がある。
- (2)現在と将来のアメリカの対日資金予算編成に関して統制撤廃がいかなる影響を及ぼすかを考慮しているか。また統制撤廃の及ぼす国民経済の他部門への財政負担の影響とインフレの危険を考慮したか。

これに対し政府は、一九五一年度産米は供出を継続する、米麦の配給は現行基準で継続し、五一年一月以後は米のみ配給する等の意向を返答した。政府はこの中で、情勢に応じて供出後の米自由販売を実施すべきことを主張しており、かかる政策に対しては農業団体の強い反対意向が表明されている。緊急食糧対策案行委員会は(農復会議設置)声明書を発表し、「政府の偽瞞政策」を攻撃した。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)